平成２４年（フ）第１１１５号
神戸市兵庫区菊水町10丁目39番地の18　夢野団地３―306号
債務者　上坂　　聡
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊東　香保
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１３６号
神戸市中央区脇浜海岸通３丁目１番18―1509号、従前の住所兵庫県明石市港町12番７号
債務者　大久保圭子
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠藤　創史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３２０号
奈良県橿原市葛本町294番地の１新栄マンション１号館211号、前住所橿原市豊田町220番地の１リブヒプス203号
債務者　梅田　拓真
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月25日午前10時５分
5　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第５３５号
大分市東春日町９番５号
債務者　長田　　節
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　　悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月15日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５３６号
大分市東春日町９番５号
債務者　長田　則子
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　　悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月15日午後２時50分
5　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２６４号
奈良県葛城市今在家182―１、住民票上の住所奈良県大和高田市東中２丁目10番18号
債務者　久世　恭詩
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第３２３号
奈良県北葛城郡広陵町馬見南６丁目１番１―404号馬見南６丁目団地、前住所奈良県橿原市小槻町634番地79
債務者　岡本将也こと　**裵**　　時勝
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第３２７号
奈良県磯城郡田原本町大字秦庄379番地の２Ｅ―２、前住所奈良県奈良市出屋敷町９番地の21
債務者　卜部　雄太
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第３３９号
奈良県大和高田市高砂町６番４号　ハイムあかつき201号
債務者　酒井　幸枝
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第３５２号
奈良県磯城郡田原本町大字宮古79番地の３
債務者　澤田　千絵（旧姓安本）
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１０６号
島根県大田市大田町大田ロ1088番地２
債務者　波多野良和
1　決定年月日時　平成25年１月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第１４６号
福島県伊達市保原町字赤橋11番地８、従前の住所神奈川県横浜市鶴見区東寺尾３丁目24番23―502号
債務者　平岡　正代
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第１４７号
福島県伊達市保原町字赤橋11番地８、従前の住所神奈川県横浜市鶴見区東寺尾３丁目24番23―502号
債務者　平岡フミ子
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第６８１号
埼玉県越谷市大字大里160番地１　ファーストロベリア105
債務者　長澤　　寛
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第７０９号
埼玉県春日部市粕壁東５丁目14番７号　結城方、住民票上の住所埼玉県越谷市大字南荻島4127番地30
債務者　冨樫美恵子
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第７１９号
埼玉県春日部市栄町１丁目71番地１　グランドメゾンかすかべＡ―202
債務者　中村　和子
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第７４４号
埼玉県八潮市大字浮塚222番地17　ソレイユ201号室
債務者　今井　知香
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係